

協 定

大規模災害時における活動拠
点の提供に関する協定書

宝 鑑

大坂城の御用金
大坂城の御用金

大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定書

株式会社新土佐自動車学校(以下「甲」という。)と高知県土佐警察署(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害発生時」という。)における警察活動への活動拠点の提供に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害発生時に甲が所有する敷地及び施設(以下「敷地等」という。)を警察部隊の活動拠点として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(敷地等の使用)

第2条 乙は、災害発生時に必要があると認められるときは、甲に対し警察部隊の活動拠点(部隊車両の駐車場所、警察装備の一時保管場所としての占有等を含む。)として、甲の敷地等の暫定使用について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を承認する場合は、業務に支障を来さない範囲で乙に敷地等を一時使用させるものとする。

なお、具体的な敷地等の使用要領等は、甲及び乙が協議して別に覚書で取り決めるものとする。

3 敷地等の使用に伴う光熱水費については、甲及び乙が協議を行い、支払い等を行うこととする。

(協議事項等)

第3条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙からの協定の解除又は変更の意思表示がない限り、継続するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通をそれぞれが保有するものとする。

大正十三年四月二十二日東京府知事府令第一四二號

東京府知事府令第一四二號
東京府知事府令第一四二號
東京府知事府令第一四二號

東京府知事府令第一四二號
東京府知事府令第一四二號
東京府知事府令第一四二號

東京府知事府令第一四二號
東京府知事府令第一四二號
東京府知事府令第一四二號

東京府知事府令第一四二號
東京府知事府令第一四二號
東京府知事府令第一四二號

東京府知事府令第一四二號
東京府知事府令第一四二號
東京府知事府令第一四二號

東京府知事府令第一四二號
東京府知事府令第一四二號
東京府知事府令第一四二號



平成27年 6 月23日

甲 高知県土佐市蓮池2057番地
株式会社新土佐自動車学校

代表取締役社長



乙 高知県土佐市高岡町甲1842番地 1
高知県土佐警察署



署長







覚 書

「大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定書」に係る細部事項について

書 讀

國の発展の基礎となるべきは、教育の普及と、
そのための財源の確保である。



平成27年6月23日
株式会社新土佐自動車学校
代表取締役社長

高知県土佐警察署長

覚書

「大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定書」 に係る細部事項について

1 敷地等の使用要領

株式会社新土佐自動車学校（以下「甲」という。）の高知県土佐警察署長（以下「乙」という。）に対する活動拠点の提供については、下記要領により行うものとする。

- (1) 乙が別記第1号様式により、甲に対し活動拠点となる敷地等の提供を要請する。
- (2) 甲が上記要請を承認する場合は、乙に対し別記第2号様式の書面を交付する。承認しないときは、口頭又は電話により乙に対しその旨を伝える。

2 留意事項

上記内容により承認された場合、乙は次の点に留意した上で使用する。

- (1) 敷地等の使用にあたっては、原則として現状のまま使用するよう努める。ただし、雑草の除去、テント設営のための杭の打ち込み等、通常許容され得る軽微な変更や現状回復が容易な措置については、乙の判断により対処可能とする。
- (2) 敷地内の設備（建物、照明、水道等）の使用について必要が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議した上で対処する。
- (3) 使用後は乙をして現状回復措置を執る。なお、現状回復が困難な場合は、その補償について、甲及び乙が協議し、決定する。
- (4) 甲は、承認期間内であっても、甲にやむを得ない理由がある場合、何ら損害賠償義務を負うことなく、乙に通知することにより、いつでも本覚書に基づく承認期間を終了することができる。
- (5) 乙に提供する敷地の範囲は、高知県公安委員会の教習業務上の指定範囲（コース、校舎等）を含め、状況に応じてその都、度甲及び乙が協議し、決定する。

第 1 章 概 論
第 2 章 基礎理論
第 3 章 応用技術
第 4 章 実験と評価
第 5 章 結論と展望

目 次

第 1 章 概 論	1
第 2 章 基礎理論	10
第 3 章 応用技術	25
第 4 章 実験と評価	40
第 5 章 結論と展望	55

第 1 章 概 論

1.1 研究の背景と意義

1.2 研究の目的と範囲

1.3 研究の手法と方法論

1.4 研究の成果と貢献

1.5 研究の限界と今後の課題

第 2 章 基礎理論

2.1 基礎理論の概要

2.2 基礎理論の発展

2.3 基礎理論の応用

2.4 基礎理論の評価

2.5 基礎理論の展望

第 3 章 応用技術

3.1 応用技術の概要

3.2 応用技術の発展

3.3 応用技術の応用

3.4 応用技術の評価

3.5 応用技術の展望

第 4 章 実験と評価

4.1 実験の概要

4.2 実験の発展

4.3 実験の応用

4.4 実験の評価

4.5 実験の展望

第 5 章 結論と展望

5.1 結論

5.2 展望

別記第1号様式

年 月 日

株式会社新土佐自動車学校 様
代表取締役社長

高知県
土佐警察署長

緊急の協力要請について

大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容（※ ○ で囲む）

- (1) 敷地等の使用
- (2) その他

2 要請期間

年 月 日 から
年 月 日 までの間

3 本件担当

- 氏名 :
- 連絡先 :

以 上



別記第2号様式

年 月 日

高知県土佐警察署長 殿

株式会社新土佐自動車学校

代表取締役社長



緊急の協力要請に対する承認について

大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定書に基づき、

年 月 日付けで要請のあった件について、下記のとおり承認
します。

記

1 承認内容（※ で囲む）

- (1) 敷地等の使用
- (2) その他

2 承認する期間

年 月 日 から

年 月 日 までの間

3 本件担当

- 氏名 :
- 連絡先 :

以 上

1957年

1957年

1957年

1957年

1957年

1957年

1957年

1957年

1957年

1957年

1957年

1957年

1957年

1957年

1957年

1957年